

# 「江戸川区子どもの権利条例(素案)」の意見募集の結果について

「江戸川区子どもの権利条例(素案)」に関する意見募集は、令和2年11月20日から12月3日までの期間に行いました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下のとおりです。

## 1 意見募集の概要

### (1) 周知方法

ア 令和2年11月20日から12月3日の間、区ホームページに掲載

イ 令和2年11月15日号の「広報えどがわ」に掲載

(2) 意見の提出方法 区ホームページ、郵送・FAX又は持参

(3) 意見の提出件数 113件(52名)

(4) 条例議案の送付 令和3年第2回区議会定例会へ条例議案として送付しました

## 2 寄せられた主な意見

### (1) 条例全般に関すること

- ・条例制定に賛成である ・数年ごとに条例を見直してほしい
- ・子どもが権利の主体であると明記してほしい
- ・子どもだけでなく、大人や関係者に周知や啓発を進めてほしい

### (2) 条例の文言の使い方、条例の構成に関すること

- ・記載や表現を簡潔にしてよりわかりやすくしてほしい ・言葉の使い方を統一してほしい
- ・区が主語となっている条文は「努めます」でなく、「行います」に変更してほしい

### (3) 条例前文に関すること

- ・権利条約で保障されている「遊び」や「余暇」に関して記載してほしい
- ・子どもが生まれながらにして地域社会の一員であると変更してほしい

### (4) 用語の解釈、条例における区の考えを聞くもの

- ・「育ち、学ぶ施設」の対象範囲が不明確であるので、具体的に列挙してほしい

### (5) 子どもの権利に関すること(第3条関係)

- ・愛される権利などの様々な権利の追記を ・子どもが自由に意見する場を明記してほしい
- ・生存と発達に関する記述と差別の禁止に関する記述は分けて記載を
- ・子どもの意見を聞く体制づくりを進めてほしい

### (6) 権利救済機関に関すること(第6条関係)

- ・区長と教育委員会の下にでなく、第三者の独立した機関を作してほしい

### (7) その他

- ・公園やスポーツ広場での禁煙化を ・教育費の完全無償化や少人数学級の実施を
- ・離婚後の共同親権や養育費、面会交流等に関して取り組みを など

3 意見の概要及び区の回答 113件(52名)

番 号	ご 意 見 概 要	回 答
条例全般について(19件)		
1	条例の制定に賛成する。(同様4件)	ご賛同いただきありがとうございます。
2	虐待を防ぎ誰もが健全に育てるという視点のある条例だと思う。	引き続き子どもの権利が守られるよう努めてまいります。
3	表題に「権利」を標記したことはとても良い。表題にもフリガナをつけてほしい。	頂いたご意見を踏まえ、表題にもふりがなを追記しました。
4	子どもたちに直接呼びかけたり、子ども達自身が直接呼びかける表記にしてもらいたい。	子どもにも分かりやすい表現にはしていますが、条例の対象としては子どもだけでなく、保護者や地域の大人、区なども含まれるため、現状の表記としています。
5	「江戸川区」が主語になっている条文は「努めます。」ではなく「行います。」にしてほしい。	頂いたご意見を踏まえ、文言を修正しました。
6	<p>子どもの生活環境や生活状況が多様であることの想定が不足している。困難な状況にある子どもにとって本当に有効性のある条例になるのか疑問である。</p> <p>また、区が「理想的な子どもの育ち方」を想定していて、そのように子どもを育てるための条例と感じる。子どもが産まれながらに持っている「そのようにいる権利」「そうである権利」を守るのが子どもの権利の本質であり、当条例はそれを見誤っているように思う。</p>	<p>本条例は、子どもが権利の主体として、その権利が大切にされるということを区全体で共有していくための理念条例です。子どもの生活環境や生活の状況は様々であり、中には残念ながら困難な状況にある子どももいます。そういった子どもも含めて全ての子どもに権利があり、その権利をみんなで守っていくという気運を高めるために制定する条例となります。</p> <p>また、それぞれの子どもの個性や育つ環境等は様々であり、それぞれの子どもにとって最もよいことが第一に考慮されるまちを目指していくものではありませんが、区が「理想的な子どもの育ち方」を想定しているものではありません。</p>
7	<p>子どもの自己決定や自己決定権について、どのように考えているのか。</p> <p>子どもにも自己決定権があり、自己決定(自分のことを自分で決めること)は子どもの権利なのであるということを明記してほしい。</p>	<p>子どもが自分の意見を自由に表すことができることは重要な子どもの権利であり、その考えや意見を考慮してもらえることが重要です。</p> <p>そのため、区全体で特に大切にする4つの権利の中に、第三条第二項第二号において、子どもの意見表明権として示しています。</p>
8	子どもが権利の主体であることを明記すべき	子どもが権利の主体であることは、第三条において、「生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます」と表現しています。

番 号	ご意見概要	回 答
9	<p>一時保護された子どもの権利は、この条例で守られるのか。</p> <p>また、障害のある子どもが本人の希望しない施設に通うことや自分の進路を自分で決める権利は何条で守られるのか(同様1件)</p>	<p>本条例は、区全体で子どもの権利を大切にしていけるための理念条例です。子どもの権利を守るための対応については当条例だけでなく、児童福祉法その他の関係法令なども踏まえ総合的に対応していきます。</p>
10	<p>数年ごとに内容の検討をしてほしい。(同様1件)</p> <p>また、子どもの実態を検証する検討会を設置し、その中に子どもを含めてほしい。</p>	<p>条例の見直しについては、施行後の状況により必要に応じて検討していきます。検討会については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>子どもが受け身の書き方が多い。子どもは主体的な存在であることを明確にしてほしい。</p> <p>1. 子どもが「主体」とであると明記する。</p> <p>2. 「支援される」「考えてもらえる」などの使用は避け、子どもは常に受け身の存在であるといった誤解を広めないように配慮する。</p> <p>3. 子どもは「一人の人間としての責任感」をもって「地域社会をつくる一員となる」と判断されるものではない。子どもは、生まれた時点で、地域社会の一員であると修正してほしい。</p>	<p>1 子どもが権利の主体であることは、第三条において、「生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます」と表現しています。</p> <p>2 ご懸念されているようなことにならないよう、条例の内容についての周知啓発をしっかりと行っていきます。</p> <p>3 ご意見を踏まえ、「子どももまた地域社会をつくる一員」という形に修正しました。</p>
12	<p>同一の意味の言葉でも表記が異なっている場合や対象が不明確・曖昧な箇所もある。これらの表記はいずれも、子どもにとってわかりにくさを生じさせる。言葉の統一と簡潔な表記に修正してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、可能な限り全体の文言の統一を図り、意図が伝わるよう修正を行いました。</p>
13	<p>子どもの権利条約第12条に使用される「views」にあたる日本語が、「思い」「願い」「意見」「考え」など異なる言葉で表記されている。</p> <p>このままでは、権利条例で示したい子どもの「views」がいったい何なのか、理解されにくい。</p> <p>子どもの「views」など、子どもの権利条約第12条が放つ力強いメッセージが条例にも統一的に盛り込まれることを望む。</p> <p>1. 子どもの「views」は「思いや意見」とし、すべて統一する。</p> <p>2. 「Given due weight」(考慮または重要視するという意味)は「尊重される」にする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前文と第三条第二項第二号の記載を一部修正しました。</p>

個別の施策に関すること(6件)		
14	公園などで窮屈を感じている親子が多い。子どもらしく自然と共に伝統遊びなども継承してもらえらる場があることは重要であるので、職員常駐のあそびの場を作って欲しい。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
15	子どもの教育を受ける権利を平等にするため、教育費の完全無償化を要望する。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
16	新型コロナなどの感染症のリスク軽減や勉強を個々に親身になって教えられるよう、20人学級の実現を要望する。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
17	学童保育の職員は発達障害やグレーゾーンの子どもたちへの対応に苦慮している。また、そのような子どもたちも大きなストレスを抱えており、職員と子ども双方が大いに困っている現状にある。 すくすくスクールの新任支援員向けに行っている作業療法士による研修をより現場で生かすためにも、作業療法士による日常的な関りの機会を増やす取り組みを進めていただきたい。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
18	子どもの人権を考える時に肝心の子どもの方が反映されず、大人が子どものことを決めていることがあまりに多い。子どもの声を直接吸い上げる機会を積極的に作ることが、一番大事である。 区で若者LINE相談室を開設し、相談員をボランティアとして区民中心に募集することを提案する。また、関係機関と連携できる体制を取り、必要なときはすぐに応じられるようにしていただきたい。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
19	子どもが健康で安全に安心して遊ぶ事が出来る様、公園内とスポーツ広場(野球グラウンドなど)の禁煙化を求める。	公園等の子どもが集まる場所では、注意喚起の看板を設置するなど啓発を行っています。引き続き啓発を進めてまいります。

条例前文(4件)		
番 号	ご意見概要	回 答
20	<p>前文1段目「一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち」は、個性や能力がなければいけないという大人からの期待、評価を感じる。子どもの立場に立つのであれば、修正して欲しい。</p> <p>また、「誰もが大きな夢を抱き」という言葉については、「誰もが大きな夢を抱かなければ」いけないというような大人の期待を感じさせるので、修正して欲しい。</p>	<p>当条例は子どもを守るための区としての理念を表す条例です。</p> <p>ご懸念されているようなことにならないよう、条例の内容についての周知啓発をしっかりと行っていきます。</p>
21	<p>前文3段目において、子どもは自分の思いや考えは「まわりの人に認められ」なければならない、そして「多くの人たちと信じあう」ために、周囲に合わせなければならないと感じてしまう。</p> <p>また、「地域社会の一員になる」「一人の人間としての責任感」という文言は、おとなの期待や評価が先に立ち、子どもの表現の自由とは離れてしまう。子どものありのままを尊重することを保障する、という軸が明確になることを願う。</p> <p>「一人の人間としての責任感が芽生え、地域社会をつくる一員」の記載は、責任感のある子ども像をおとな側が定め、「結果を定めて育てる」ことが子どもにとって良いことであるという固定観念を感じる。</p> <p>子どもは生まれた時から社会の一員であり、一人の人間としての尊厳があり、そのことを子どもが感じながら成長できることこそが本条例の理念に沿うものと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前文の記載を一部修正いたしました。</p>
22	<p>第3段落目について、子どもはまだ地域社会の一員ではなく、十分な責任感ができないと認めてもらえないと書かれているように思える。子どもは生まれた時から地域社会の一員ではないのか。地域社会の一員に加えてほしい。</p>	<p>「子どももまた地域社会をつくる一員」という形に修正しました。</p>
23	<p>日本は国際条約である子どもの権利条約を締結している。子どもの権利条約を遵守する旨を条例に記載していただきたい。</p>	<p>前文の5段落目「江戸川区は、児童の権利に関する条約の基本となる考えをもとに～」と記載のある通り、子どもの権利条約の主旨を遵守してまいります。</p>

第一条 目的(3件)		
番 号	ご意見概要	回 答
24	本条例が何を基盤としているのか、子どもの権利とは具体的に何を指しているのか、そのことを誤解なく共有できるよう、第一条に子どもの権利条約に則ることを書き加えてほしい。	前文及び第三条において権利条約に則ることについて記載をしておりますので、改めて第一条に記載をする考えはございません。
25	「子どもにとって最も良いこと」については、子どもに聞き取りを行ってほしい。	条例制定にあたり様々な子ども達から意見を聴取しております。引き続き、子どもの意見を聞きながら施策を進めてまいります。
26	「子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え」について、「子ども」をこう育てなければならないという大人の固定概念を生み、結果的には大人の思いが優先されてしまう。 「子どもにとって最もよいこと」という部分を、「子ども一人ひとりにとって最もよいこと」や「その子どもにとって最もよいこと」のような言葉に修正していただきたい。	ご懸念されているようなことにならないよう、条例の内容についての周知啓発をしっかりと行っていきます。

第二条 言葉の意味(10件)		
番 号	ご意見概要	回 答
27	第一項にて、人種や住むところのない子どもも差別がないことを明確にしてほしい	第二条には記載がありませんが、条例前文に頂いたご意見の主旨を含んでおります。
28	第一項にて、「子ども」を18才未満と定義している根拠は、成人年齢が引き下げられる2022年4月以降の施行を想定しているからか。それ以前の施行は困難か。	18歳未満としている根拠は子どもの権利条約や児童福祉法における子ども・児童の定義を参考としていることによります。成人年齢の引き下げと条例の施行との関連性はありません。
29	第一項の「ただし、これらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人」は具体的にはどのような人を指すか。	高校3年生で18歳の誕生日を迎えた方などを想定しています。
30	第三項の「区民」には子どもは含まれていますか。大人の区民を想定している場合、子どもの区民と区別したほうがよいのでは。	「区民」は子どもを含んでいません。第二条第一項で子どもは既に定義していますので、新たに子どもの区民を区別することは考えていません。

番 号	ご 意 見 概 要	回 答
31	<p>第三項と第四項の対象が不明確で違和感が残る。具体例として施設名をあげるなど、混乱を生じさせない工夫がなされてほしい。</p> <p>さらに、「遊び」又は「余暇」について盛り込まれていないことにも疑問が残る。子どもにとって遊ぶことは、育つこととも学ぶこととも活動することとも異なる独自の意味がある。条例に「遊び」が位置づけられ、子どもに欠くことのできない時間と場が保障されてほしい。</p>	<p>第二条第四項「育ち学ぶ施設」については小中学校や保育園等の法的に明記のある施設を想定しております。ご懸念されているようなことにならないよう、条例の内容についての周知啓発をしっかりと行っていきます。</p> <p>また、いただいたご意見を踏まえ、前文に「遊び」の文言を追加しました。</p>
32	<p>第三項は一般の区民、第四項は公的な子どもが育ち学ぶ施設に限るような構成になっている。「子どもが育ち学ぶ場」は、第四項に属しないという意味で良いのか。また、第八条、第九条は、第三項に記載された「区民」の内容について補うという構成か。</p> <p>「育ち学ぶ場」として子どもの遊び場(プレーパーク等)が継続して守られていくとともに、関連する言葉が入ることを期待する。</p>	<p>「育ち、学ぶ施設」は主に小中学校や保育施設、幼稚園等を想定しているものです。</p> <p>プレーパーク等の地域での子どもに関わる活動や場所については「区民」の中に含んでおりません。</p>
33	<p>塾やスポーツ少年団、遊び場など、子どもと日常で関わっている多様な組織・活動が、子どもの権利を守る当事者として意識されるよう、条例の中にはっきりと位置付けてほしい。</p>	<p>スポーツ少年団等は第二条第三項の「区民」の中に含まれております。機を捉えて子どもに関わるすべての団体等が子どもの権利を守る当事者だということを周知してまいります。</p>
34	<p>第四項「育ち、学ぶ施設」の中に、地域の子どもの関わるあらゆる活動も含む「場所」という言葉を入れてほしい。また、子どもに関わる地域の活動・組織が「育ち、学ぶ施設」になるのか「区民」なのかよくわからない。「育ち、学ぶ施設」の規定をもう少し具体的に示してほしい。</p>	<p>「育ち、学ぶ施設」は主に小中学校や保育施設、幼稚園等を想定しているものです。</p> <p>地域での子どもに関わる活動や場所については「区民」の中に含んでおります。</p>
35	<p>第二条第二項にて、里親の場合は里親が子どもに対する固有の権利性や権限のある立場ではない。第四条の「保護者は、子育てについて第一に責任があり、」と素案が規定する「保護者」に「里親など」を含める場合は「里親など」と固有の子どもの関係性が当事者の訴えにより保障される権利性についても明記するべきではないか。</p>	<p>「保護者」は親だけでなく監護権を持つ人も含むと考えております。</p>
36	<p>第四項「育ち学ぶ施設」の説明の中に『遊び』の文言を入れてほしい。</p>	<p>前文に「遊び」に関する文言を追加しました。</p>

第三条 大切な権利(8件)		
番 号	ご意見概要	回 答
37	「意見を言える権利」「遊ぶ権利」「愛される権利」など具体的に明記してほしい。	第三条第二項では、頂いたご意見にあるような様々な権利がある中、特に大切にされる4つの権利を明記しております。条文に明記はしていませんが、条例前文において頂いたご意見の主旨は含まれていると考えております。
38	第一項でいう「権利」は、人権と同じ意味か、法令上認められた権利一般を指すのだろうか、意味が定まらないので言葉の使い方として不適切である。 また、人権や権利一般が、条約やその中の理念に基づいて発生するような表現は不適切であり、第三条は全体的に変更すべき。	権利は条約や条例により発生するものではありません。本条例は、子どもが権利の主体であり、その権利を大切にしていくということを地域で共有するための理念条例となります。
39	子どもの意思表示に関して、「だよね」などの質問は子どもへの押し付け、誘導になる。 子どもの本音を正しく聞き取り、理解する事が必要である。その本当の想いが尊重されるべきであり、子どもの本音を正しく聞いてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、今後取り組みを進めてまいります。
40	子どもは「かけがえのない存在」であることの意義を深めるためにも、子どもの権利条約第6条をはじめとする人権条約で使用される「固有の」という言葉を加えてほしい。第二項一については「固有の」を挿入するに加え、この条項が子どもの権利条約第6条にあたるものだとすることを強く示してほしい。 さらには同項の「自分らしく」という言葉に続く条文を、身体や心の伸びを示す「成長」に留めず、暮らしや指向、選択を含んだ「生きること」に拡大し、それを「保障する」と規定してほしい。 また、第二項三の一部にある生存及び発達に関する記述については、第二項一に移動してほしい。	当条例は子どもに分かるよう表現を平易な表現にしているため、ご意見の部分を修正することは考えておりません また、第三条第二項第三号の生存及び発達に関する記述についてはご意見のとおり記載位置を移動しました。
41	第二項二について、子どもは安心した空間が保障されなければ、自由な気持ちで表現するのは難しいため、子どもにとっての「場の保障」といった意味が入ると良い。 また、「自由に意見を表すための場が用意され」や「発達に応じたアドバイスを受けることができる」ことが加わると、子どもが安心できると思う。	この条文は子どもの意見表明権を表すものであり、ご指摘の点については、その権利を保障するための具体的な取り組みであると理解しています。 いただいたご意見については今後の取組みに活かしていきます。



番 号	ご意見概要	回 答
42	第三項の「子ども」とは何歳以上を指すのか。幼児に人権が理解できるのか。理解できるとしても、人権教育を行うのが先である。大人ですら人権への意識が高いとは言い難いにもかかわらず、子どもに他人の人権を尊重するよう強要するのか理解できない。	子どもの定義は、第二条第一号に規定するとおりです。この条例は地域全体で子どもの権利を大切に守っていくという理念を共有していくものであり、この条文は子ども自身もお互いの権利を大切にしていくことが大切だということを表すもので、それを強要することになるとは考えていません。
43	第三項は、人の権利を大切にしている具体的な行動や思念が難しい子どもに不可能を強いる条文となるため、削除してほしい。 同じ理由で第十条第二項の「自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう」の「と自分以外の人」を削除してほしい。	当条例は地域で子どもの権利を大切にしていくということを共有するための理念条例です。条例の性質として、何かを強制するものではありません。
44	第二項三は差別の禁止と生存及び発達に関する記載が盛り込まれており、このままでは生存及び発達の権利の保障が差別の禁止であるとの解釈を生む。今後の取り組みが取り残された子どもを生まないためにも、はっきりと書き分けてほしい。(差別の禁止規定のみにする) また、前文に「子どもが誰一人として取り残されることなく」と明記され、いかなる差別もなしに子どもの権利が保障されることを望む。	第三条第二項第三号はご意見のとおり、差別の禁止規定のみの記載に内容を修正しました。 また、「子どもが誰一人として取り残されることなく」という文言は、前文に同主旨の記載がありますので追記は致しません。

第四条 おとなと江戸川区の役割(5件)		
番 号	ご意見概要	回 答
45	条例がどんな場合であれ子どもの立場に立ち、その子どもの尊厳を守り尊重されること、大人が子どもを子ども扱いせず、一人の人間としての子どもの声が社会の一員として反映され、その立場が保障されることを願う。	ご意見の趣旨を地域全体で共有していくための理念条例であり、区として周知啓発に努めてまいります。
46	前文にある「子どもにとって最もよいこと」の実現には、当事者である子どもの声をきくことが重要だが、素案にはこれを示す条文がない。 子どもに関わる決定を行うときには、子どもにとって「最もよいこと」の実現のために、子どもの思いや意見をきくことを明記してください。	第三条第二項第二号で子どもの意見表明権について記載し、その権利を区、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者が大切にしていくことを明記しております。
47	第一項において、保護者には責任を求めるのに、この条例を作る主体である江戸川区の責任が明記されないのはなぜか。	頂いたご意見を踏まえ、条例内で区が取り組む事項として記載があるものについては、「努めます」を「行います」に修正しました。

番 号	ご意見概要	回 答
48	<p>第一項にある「健やかな成長」という言葉が、固定的な大人の求める健やかさにつながる恐れがあり、子ども自らが表現することへの保障されなくなってしまう恐れがある。</p> <p>また、その健やかさの責任が保護者にあるという言葉が、現代の孤立しがちな子育てを助長することにつながりかねない。</p> <p>「保護者も含めた社会全体で子どもを見守り支える」といったような構成に変えた方がいいのではないか。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、第五条の協力に関する記載を「区・保護者・区民・育ち学ぶ施設の関係者」それぞれが協力していく形に修正しました。</p>
49	<p>第一項の保護者に対しての「自覚」という言葉を「理解」に、第三項の「育ち、学ぶ施設の関係者」に対する「理解」という言葉を「覚悟」に変更してほしい。</p> <p>生活自体が困難な状況の中で子育てに悩んでいる保護者も多く存在する。全ての保護者に「覚悟」を強いるような表現は避けてほしい。</p> <p>逆に子どもにかかわる地域のあらゆる機関には「覚悟」を求めるべき。</p>	<p>当条例は子どもを守るための区としての理念を表す条例であること、また、「育ち学ぶ施設の関係者」においては教職員だけでなくPTAやボランティア等も含まれていることから、「覚悟」という言葉の使用は避けたいと考えています。</p>

#### 第六条 権利が守られていない状態からの回復(7件)

番 号	ご意見概要	回 答
50	<p>児童相談所や警察に保護された子どもの意見を聞ける体制が必要である。</p>	<p>本区では、子どもが一時保護された場合、担当の児童福祉司や児童心理司が子どもの意見を聞くことはもちろんのこと、一時保護所内の意見箱の設置や、必要な研修を受講した外部のアドボケイターが毎週一時保護所を訪問し、子どもの意見形成や意見表明を支援する取組の開始など、子どもの権利擁護を第一とする理念のもと、体制構築を進めております。</p>
51	<p>第二項について、相談に応じるだけでなく「これに応える」を入れてください。</p>	<p>頂いたご意見の主旨は既に第六条にて含まれていますので、記載する考えはありません。</p>
52	<p>第三項に記載のある「子どもの権利が守られているかを確認する機関」について、区長及び教育委員会から独立した機関となるよう変更をしてほしい。(同様4件)</p>	<p>当該機関は、子どもの権利が守られているかを確認し、必要に応じて区や教育委員会に調査や要請を行う、外部の委員からなる地方自治法上の区長と教育委員会の附属機関となります。</p> <p>そのため、「独立した」という、文言の追加は困難ですが、子どもの立場に寄り添った機関とすべく体制構築を進めてまいります。</p> <p>また、附属機関としての役割を明確にするため、権利条例とは別に設置条例を制定いたします。</p>

第七条 家庭における権利を大切に守っていくこととそのための支援（2件）		
番 号	ご 意 見 概 要	回 答
53	「保護者は、家庭や『ちいき』で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受ける事ができます。」となるよう、『ちいき』という文言を追加してほしい。	第四条において「地域全体で子どもを育ていく」と記載していますので、この条項で「地域」という文言を追加する考えはありません。
54	家庭にいない一時保護されている子どもや児童養護施設などにいる子どもの権利についても書いてください。	条例でいう「保護者」には児童養護施設や一時保護所などで養育する者も含まれていますので、改めての追記は致しません。

第八条 地域における権利を大切に守っていくこととそのための支援（1件）		
番 号	ご 意 見 概 要	回 答
55	第三項において、「江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して『必要な支援に努めます』」という文言を、『必要な支援を行うため独立した機関を設置します』に変更してほしい。	地域支援を行うための独立機関を設置する考えはありませんが、区全体で必要な支援を行ってまいります。

第九条 育ち学ぶ施設における権利を大切に守っていくこととそのための支援(2件)		
番 号	ご 意 見 概 要	回 答
56	子どもが自分で考えるために、育ち学ぶ施設の情報子ども自ら受け取れることが保障されていることが望ましい。 第三項の情報提供の対象に子どもを明記するほうがよいのではないか。	頂いたご意見の主旨は既に第四条第三項の育ち学ぶ施設の関係者の役割に含まれていますので、記載する考えはありません。
57	第二項については、本条例に規定され、この位置に挿入されている意図を読み取ることができないので、意図を説明してほしい。	この条文については、育ち学ぶ施設の関係者の役割の1つとして定めているものであり、ご指摘を踏まえ、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者、区の役割がそれぞれわかるように条文の記載位置の変更を行いました。

第十条 子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと(7件)		
番 号	ご 意 見 概 要	回 答
58	子どもの権利条約の周知を進めてほしい	条例と共に条約の周知も進めてまいります。
59	区民の「子どもの権利条例」に対する認知度はまだ低い。小学校低学年にもわかりやすいガイドブックや DVD 等を作成し、地域の大人も含め、宣伝・PR を拡大してもらいたい。	周知の方法は現在検討中ですが、条例制定後には、大人・子ども問わず普及を進めてまいります。

番 号	ご意見概要	回 答
60	<p>子どもの権利を子どもが大切にするためにも、普及をお願いします。パンフレットの配布や学校長への通知だけでなく、学校の授業で具体的に取り上げてほしい。</p> <p>また、先生が子どもの権利のことや授業の方法を知らなければ、子どもが正しく知ることはできない。まず先生にレクチャーしてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり条例の周知啓発は重要と考えております。学校の授業の中でどのように学んでいけるようにするかは、今後検討を進めてまいります。</p>
61	<p>今後、子どもの権利学習を行って子どもの権利を広めていくと思われるが、4つの権利は権利カタログとしても少し細分化している方が子どもたちに伝えやすい。</p> <p>特に、いじめを受けない権利、暴力を受けない権利、遊ぶ権利、休む権利などは伝える意義が大きい。権利カタログとして細分化できないのであれば、子どもの権利条約に基づくものであることを明記した方が、権利救済の際にも根拠付けがしやすい。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、条例の周知啓発は重要と考えております。ご意見を参考にしながら、効果的な方策を考えてまいります。</p>
62	<p>「育ち学ぶ施設」、特に学校において子どもたちは不当とも思える校則に縛られその個性を思い切り伸ばすことが困難になっているのではないかと。また、江戸川区が中学校の制服に選択制を検討するとした区の判断を誇らしく思う。</p>	<p>校則は子ども達が学校生活をより豊かなものにするだけでなく、社会性を身に付けさせるものとして大切であると認識しています。ただし、ご意見をいただいたような不当な校則については是正を学校に求めていきます。</p>
63	<p>「子どもの権利」を守り発展させていくためには何よりおとなの意識改革が不可欠である。</p> <p>親は当然の事ながら「育ち学ぶ施設」の関係者への研修体制をしっかりと確保してほしい。</p> <p>冊子を作って配布する等ではなく、「子どもの権利」についてしっかりと発信出来る方の講演会等を開くなどの取り組みを希望する。</p>	<p>頂いたご意見のとおり大人の意識改革が不可欠ですので、条例制定後子どもだけでなく育ち学ぶ施設の関係者・大人への周知啓発を進めていく予定です。その手法については、いただいたご意見を踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
64	<p>虐待・学習の遅れ・障害・病気・貧困等、子どもを苦しめる問題が数多くある中で、その支援策は当事者の声を取り入れられず、支援が的外れ・不足となるケースも多い。子どもの当事者の声を聞いて欲しい。</p> <p>また、子ども達自身も「自分たちは守られて当然なんだ」ということ自体を知らない。具体的にどのような法律や条例で、子どもの権利が守られているのか、大人だけでなく子供たちにも周知していただきたい。</p>	<p>子ども達への権利の主体としての認識を持っていただくため、周知を行い、条例の主旨を広めてまいります。</p>

第十一条 委任(4件)		
番 号	ご意見概要	回 答
65	「区長が定める事項」について、子どもの意見を聞き進めていただきたい。また、国の施策への働きかけ進めてほしい。	<p>第十一条は当条例に記載する以外の細かい事項を区長に委任するものです。委任できる事項は条例の定める範囲内になります。</p>
66	<p>第六条第三項に明記されている教育委員会すら外して、区長が単独で内容を決定できるのか。(同様1件)</p> <p>区長の専権により独断的な運用を可能にする恐れがあるので、独立した第三者モニタリング機関を設け、そこが定めるようなできないか。</p>	
67	<p>「この条例に定めるもののほか必要なこと」とは具体的にはどのようなものを指すのか。</p> <p>理念条例でのこの条文の必要性がわからないので削除してほしい。</p>	

その他(13件)		
番 号	ご意見概要	回 答(案)
68	特別な才能を持っている子の能力を伸ばすという視点もあって良い。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
69	遠足や修学旅行などの中止やマスクを我慢して付けなくてはいけないなど、コロナ禍で様々な子どもの権利が侵されている。子どもには選択の余地はなく、子どもの自由や尊厳は大人にしか守れない。この条例の制定によって、子ども達が自由を持てる世の中になる事を希望する。	条例を契機として、全ての子どもの権利が守られるよう、まち全体で子どもの育ちを支えられる土壌づくりや機運を高めてまいりたいと考えております。
70	子どもを守る為にも、まずは虐待とは何か、放任とは何かを親は学び自覚を持つべき。子どもにはいかなる理由があろうとも、これら虐待、放任から守られる権利がある。	親支援を含め、虐待等から子どもを守るための取り組みを進めてまいります。
71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが色々な世代の人との接触や遊びを通して経験を重ね、地域でしっかりと育てていく環境を作る努力を怠らないこと</li> <li>・人(行政)任せにせず一人一人が未来に目を向けて子ども達を見守り支えていくこと</li> <li>・人と人との繋がりの中から優しくしっかりと繋がりを感じられる社会になること</li> <li>・江戸川区から未来を見据えた変化があること</li> <li>・平等に教育を受ける権利、大人の都合ではなく子どもたちがのびのびと遊べる環境の整備などを期待する</li> </ul>	いただいたご意見の主旨は条例に含まれていると考えております。具体的な取り組みについては、今後の参考とさせていただきます。

番 号	ご意見概要	回 答
72	<p>一時保護所において、子ども達の意見や意思が尊重されない行為がまかり通る親子断絶はやめるべきである。できる限り子どもの話を良く聞き、面会や交流、手紙など自由であるべきである。</p> <p>また、家族と子どもは本来一緒に生活するべきであり、一時保護するなら家族統合を目指すべきである。問題があれば地域の力を活用して第三者を交えて子どもを守るべき。</p>	<p>児童相談所では、一時保護された子どもたちの思いを大切に、可能な限り面会等の機会を設けるよう努めています。</p> <p>また、一時保護後に家庭復帰する場合には、関係機関や地域の力も借りながら良好な家族関係が築けるよう支援してまいります。</p>
73	<p>条例案の意見を公募していることを学校現場では誰も知らない。なぜ、現場の教員・幼稚園・保育園や子ども達に意見を聞かないのか。</p> <p>教育・保育現場からも意見が出せるように公募期限を延長し、もっと広く意見を出せるようにしてほしい。</p>	<p>条例の素案を区内小・中学校に配布し、ご意見を伺いました。</p> <p>また、保育・幼稚園の代表者等が集まる会議でもご意見を伺っております。</p>
74	<p>「育ち学ぶ施設の管理者が区長・教育委員会に正しく施設の情報提供を行うこと」、「区民が、育ち学ぶ施設の情報を区長・教育委員会に提供すること」を考慮した条文を加えてほしい。</p>	<p>育ち学ぶ施設については、所管する区の担当部署が情報を把握していることを前提としていますので記載しておりません。</p>
75	<p>子どもは生まれながら幸せになる権利がある。親による暴力があれば、子どもを親から離して保護し、場合によって代わりの里親が育てられるように法律ができてほしい。子どもは親を選べないが環境を変えることはできるので、虐待を受けている場合などに早急に対応してほしい。</p>	<p>本区では令和2年4月に児童相談所を開設し、子どもを守るための施策に積極的に取り組んでおります。ご指摘の点については、児童福祉法で対応しますが、引き続き、子どもの権利を守られるよう取り組みを進めてまいります。</p>
76	<p>「必要な支援を受けることができる」と明記している一方、支援や権利を守るための配慮が不足している場合の区の対応について具体性が欠けている。</p> <p>実際に特別支援学級等では、限られた予算・人員の中で個々の障害特性にあった支援の提供ができず、統一的な指導になっている。</p> <p>条例を作るのであれば、支援を必要とする子どものための予算等も併せて検討してほしい。</p>	<p>当条例は、子どもが権利の主体として、その権利が大切にされるということ区全体で共有していくための理念条例です。</p> <p>予算や人員配置を含めた個別の施策については別途検討を進めてまいります。</p>

番 号	ご意見概要	回 答
77	<p>「子どもにとって最もよいこと」と、子ども以外の人の権利に対立が生じた場合、誰が何を根拠にその状態を解消できるのか。</p> <p>児童相談所など福祉リソースの不足が長く問題視されているが、条例のために何らかのサービス拡充の見込みはあるのか。</p> <p>また、保護者及び家庭が、虐待や権利侵害の加害者である場合など、保護者が子どもの監護権を持ち続けることが相応しくない場合、江戸川区は条例に基づきこれに介入して子どもの権利を最優先に守ることが可能か</p>	<p>当条例は、区全体で子どもの権利を大切にいくための理念条例です。条例の趣旨に基づき、子どもの権利擁護のための機関を当条例とは別の設置条例を根拠に新設します。</p> <p>また、子どもの権利を守るための対応については当条例だけでなく、児童福祉法その他の関係法令なども踏まえ総合的に対応していきます。</p> <p>なお、この条例制定に関わらず子育て施策の充実については検討を進めています。</p>
78	<p>子どもが家庭を離れても、江戸川区が子どものために最もよい養育環境を整備し、子どもの権利を保障することができるのか。</p> <p>また、児童福祉施設の質の担保についてどのように定めるのか。</p>	<p>江戸川区として「児童福祉施設の設備・運営に関する基準条例」を制定しており、質の確保を担保しております。</p>
79	<p>権利主体として子どもをとらえていて全体としてとても良くできているが、具体的に以下の点を付け加えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの子にも十分な教育を受ける権利の保障</li> <li>・どの子も心身をおびやかされることなく、平和で安全な環境で暮らす権利が保障されること</li> <li>・性的マイノリティーの子どもを差別や偏見から守り、多様な性への理解をすすめること</li> <li>・困ったときにいつでも相談できる窓口が設置され、子どもにそのことを伝えておくこと</li> </ul>	<p>教育を受ける権利や平和で安全な環境の中で暮らす権利の保障、性的マイノリティの子どもに対する理解等については、直接的な記載がありませんが、条例前文に頂いたご意見の主旨を含んでおります。</p> <p>また、相談窓口については第六条第二項にあるとおり、区として体制を整えていくとともに周知を進めていきます。</p>
80	<p>困窮や助けを必要とする子どもへの救済措置を優先して行ってほしい。特に子どもの「声なき声」をひとつ残らず聞き出してほしい。</p> <p>また、保護者の問題により子どもたちの貧困や飢餓に繋がっている場合、大人への支援も検討してほしい。</p>	<p>条例制定を踏まえ、区の取り組みを進めてまいります。</p>

離婚・別居後の共同親権や養育費、面会交流等に関すること(22件)

番 号	ご意見概要	回 答
81	<p>離婚・別居の際、親の都合が優先され、養育費・面会交流の取り決められてないことが多い。子どもの将来をしっかりと考えて取り決めるべき。</p> <p>また、離れて暮らす親子のための法律、施設、環境等が整備されていない。行政はこの問題に取り組んでいただきたい。</p> <p>(共同親権・養育費・面会交流等、同様の主旨に関すること21件)</p>	<p>様々な状況において子どもの意思が尊重されることは大事だと考えておりますが、ご意見の点については国において議論がされているところです。区としてはその動向を注視していきたいと考えております。</p>

頂いたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公表しています。